

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において平成三十一年二月一日から同月十四日までの間縦覧に供します。

平成三十一年二月一日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
益田 吉仁	五條市	五條市南阿田町二三五番一ほか一筆
北山 徹	五條市	五條市西阿田町六七番ほか三筆
野瀬 善玄	御所市	五條市西阿田町一七八番ほか二筆
堀園芸株式会社	五條市	五條市西吉野町大峯四七二番ほか一七筆
梨子本 亘希	吉野郡大淀町	五條市東阿田町二二七番一三ほか三筆

二 申請年月日

平成三十一年一月二十三日